

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法に係る告示等の一部改正案に対するパブリックコメントの結果

1. パブリックコメントの結果概要

- (1) パブリックコメントの期間：平成31年4月25日（木）～令和元年5月24日（金）
- (2) 提出人数：4人（事業者：4名）
- (3) 意見総数：5件（事業者：5件）

2. 提出された主な意見の要旨及び意見に対する考え方

- (1) 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年2月環境庁告示第13号）

意見の要旨	意見に対する考え方
① 全般	
ア 規格の改正案が示された時点で即検証を開始しないことについて説明すべき。	ご指摘の通り廃棄物試料は、新しい測定法が適用できない場合があることから、確実な測定のため、検証の結果、適用が可能と判断された測定法を適用している。 また、今後も最新の規格に対する適用性を検証していく。
イ シアン化合物については、JISK0102(2016)への改正となるが、環境庁告示第59号付表1を検定方法への追加するために検討されるか。	シアン化合物の流れ分析については、JISK0102(2016) 38.5に規定されており、今回の改正において適用される。 なお、今後も、最新の規格に対する適用性を検証していく。
② ふっ素について	
ア JISK0170-6 については最新の内容を引用すると考えてよろしいか。	ご指摘の通り。

(2) その他

意見の要旨	意見に対する考え方
ア 溶出液の作成方法において、メンブランフィルターによるろ過が不可能な試料の取扱いについて規定がないが、環境省としての見解如何。 Ex) ・橋梁塗膜に剥離剤を用いた場合 ・ベントナイト	今回の検討課題ではないが、今後の検討の参考とさせていただく。 なお、具体的な対応については、「産業廃棄物の検定方法に係る分析操作マニュアル」を参考に適切にご対応いただきたい。

- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六第一項第三号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物

として環境大臣が指定する産業廃棄物（平成18年7月環境省告示第105号）

意見の要旨	意見に対する考え方
③ ほう素又はその化合物	
ア ほう素の分析方法として「JISK0102(2012) 47.4 に定める方法」を追記すべき。	「JISK0102(2016) 47.4 に定める方法」を追記する。